

足利市の美しい山林を火災から守る条例（案）骨子について

消防本部 予防課

電話 0284-41-3199

1 趣旨

令和3年2月に発生した西宮林野火災は、一時市街地に火が迫り鎮火までに長期間を要するなど、市民生活に大きな影響を及ぼしました。私たちは山林火災の猛威を目の当たりにし、山林火災防止の大切さを改めて認識しました。

この教訓を後世に伝えるとともに、二度とこのような山林火災を発生させないよう、新たな条例を制定するものです。

2 概要

(1) 市の責務

ア 市民等へ本条例の周知を図るほか、必要な施策を計画的に実施する。

イ 入山者等に対して市の行う施策を周知し、山林火災の予防について自主的な取組の促進を図る。

(2) 市民の責務

日常生活において山林火災の予防に努め、市の行う施策に協力する。

(3) 入山者の責務

山林火災の予防に努め、市の行う施策に協力する。

(4) 山林関係者の責務

山林内に所有し、管理し又は占有する土地や建築物等において火災の予防に努め、市の行う施策に協力する。

(5) 喫煙の禁止

ア 山林の屋外では禁煙とする（加熱式たばこ・電子たばこを含む。）。

イ 次の場所は対象外とする。

①車内。

②吸殻容器が設置され、山林関係者により喫煙が認められた場所。

ウ 対象外の場所であっても、吸殻を適切に処理し、マッチ、ライター等の取扱いを適切に行う。

(6) 火の使用の禁止

ア 山林の屋外では、次の火の使用を禁止する。

- ①たき火
- ②煙火の使用（のろし、花火など）
- ③裸火の使用（ライター、ストーブ、コンロなど炎が露出する物）

イ 次の場所を対象外とする。

- ①住宅の敷地内
- ②寺院の敷地内（ろうそく、どんど焼きなど）
- ③事業所の敷地内（キャンプ場、バーベキュー場など）

ウ 対象外の場所であっても次のことを守る。

- ①強風時など、他に延焼する恐れがあるときは中止する。
- ②火災警報が発令されたときは中止する。
- ③残火、取灰又は火粉を適切に始末し、消火を確認するまでその場を離れない。